

平成28年度区立小・中学校等定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査期間

平成28年11月1日（火）から平成28年12月16日（金）まで

2 監査の対象

平成27年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

3 監査対象校及び日程

別添「平成28年度区立小・中学校等定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主な着眼点

区立小・中学校等定期監査は、平成27年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に執行されているかを基本に、以下の項目を踏まえて実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ合理的に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 給与関係事務（給与、出張、休暇等）は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 児童・生徒の危機管理は適切に行われているか。

5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

- (1) 特別支援教室モデル事業の巡回指導教員における不適切な服務管理について

ア 出勤簿への押印が複数校で重複している日があった。

(八雲小学校、東根小学校、宮前小学校)

イ 出勤記録がいずれの学校にもなく、勤務状況が不明な日があった。

(八雲小学校、東根小学校、宮前小学校)

ウ 拠点校の週休振替日と巡回校の出勤日又は拠点校出勤日と巡回校の週休振替日が重複している日があった。

(八雲小学校、東根小学校、宮前小学校)

エ 巡回校の勤務日に年次有給休暇を取得した際、拠点校で処理すべき年次有給休暇の申請を漏らしているものがあった。

(東根小学校、宮前小学校)

(2) 校長交際費の不適切な執行について

校長交際費の支出に関し、八雲小学校においては、「神社祭礼奉納金」として、地域関係団体に対し3件15,000円、神社に対し1件5,000円を支出していた。そのうち3件については、領収書がなく、学校側で作成した交際費支払確認書により処理していた。

また、向原小学校においては、「八町会祭礼祝い」として、地域関係団体に対し「祭礼奉納清酒代」を1件16,136円支出していた。

(学校運営課、八雲小学校、向原小学校)

(3) 給与事務における事務処理を誤っていたものについて

年次有給休暇取得日あるいは修学旅行引率日で指導を行っていない日に、顧問教員の部活動指導者謝礼が支給されていた。

(緑ヶ丘小学校、第十中学校)

(4) 現金の出納管理における事務処理が適正でなかったものについて

ア 部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費について、教育委員会事務局への請求が、4か月又は5か月遅れていたものがあつた。

(第十中学校、目黒中央中学校)

イ 学校長口座へ振り込まれていた部活動に伴う大会等参加に係る生徒旅費について、保護者への支払をその都度行わず、6か月以上遅れたり2回分まとめていたものがあつた。

(第十中学校、大島中学校)

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 服務・給与事務及び会計事務について

服務・給与事務等については、これまでの監査結果等を踏まえ、おおむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項で述べたように、服務・給与事務及び会計事務について、不適切な服務管理及び事務処理ミスが複数校で見受けられた。

今回監査で指摘を行った事項は、各学校・幼稚園・こども園に共通する事務に関するものであり、各学校等においては、これらの指摘事項を共有するとともに、これらの事務に関する各種の通知文や事務処理マニュアル等を参照し、適切な服務管理の徹底及び事務処理ミスの防止に取り組まれない。

(学校運営課、教育指導課、教育支援課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

(2) 校長交際費の適正な執行について

指摘事項において述べたところであるが、校長交際費の支出に関し、八雲小学校においては、「神社祭礼奉納金」として、地域関係団体に対し3件、神社に対し1件支出していた。また、向原小学校においては、「八町会祭礼祝い」として、地域関係団

体に対し「祭礼奉納清酒代」を1件支出していた。

学校長からは、これらの支出については、いずれも目黒区立小・中学校長、幼稚園・こども園長交際費取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）における支出基準に該当するものと考え、支出した旨の説明を受けた。なお、取扱要綱は、29年1月20日付けで廃止され、新たに目黒区立小・中学校長、幼稚園・こども園長交際費取扱基準（以下「取扱基準」という。）が策定された。また、校長（園長）交際費事務の手引き（以下「手引き」という。）についても同日付で改訂された。

廃止前の取扱要綱及び手引きの支出基準、使途範囲においては、交際費の支出に関し、別表の「区分7 関係団体等連絡経費」の対象について、「学校及び園運営上必要な各種団体・機関等との連絡協議経費」、「学校及び園運営の協力者や、地域社会・関係団体の代表者等との公的な交際・交渉等に要する経費」とされており、公共性・公益性を有する対象に限定されているものと解される。

学校長からは、上記の校長交際費の支出目的として記載されている八雲小学校の「神社祭礼奉納金」及び向原小学校の「八町会祭礼祝い」すなわち「祭礼奉納清酒代」については、日頃からの学校運営に対する協力や児童の活動への支援に対するお礼の気持ちであり、神社行事には参加していない旨説明されている。しかしながら、客観的には、いずれの支出も、交際費の支出基準、使途範囲に適合しているとは言えない。

また、改訂前の手引きの「4 請求及び支払証明（支出及び清算）（2）四半期毎の清算（支払証明）」では、「四半期毎に支払った内容を学校運営課へ報告・清算します。清算は、「交際費支払証明書」（以下「支払証明書」という。）により行います。学校運営課は、支払証明書により支払内容を確認し、清算の手続を行います。」とされていたが、領収書の写しの添付等は必要とされていないなど、報告・確認・清算手続が適切になされているとは言えないものである。

よって、教育委員会事務局においては、交際費事務の見直しとともに、当該校を含め、各学校長等に対し、改めて関係法令及び取扱基準等の厳格な遵守、事務手続の適正な履行、交際費の支出目的・内容の適切な記載などについて、指導及び周知徹底を図るよう求めるものである。

また、学校運営課及び各学校等においては、交際費支出のより適正な執行を図るため、領収書の原則徴取、交際費支払証明書への領収書等の写しの原則添付、支払内容及び添付資料の確認など、学校運営課への適切な報告・確認・清算手続の徹底を図りたい。

（学校運営課、八雲小学校、向原小学校、各小・中学校、幼稚園、各こども園）

3 推奨事項

第三中学校及び第四中学校の統合による大鳥中学校の開校について

区立中学校の適正規模・適正配置の推進は、目黒区実施計画等に掲げられている重要な課題である。

第三中学校及び第四中学校の統合による大鳥中学校の開校に向けては、25年3月に、「第三中学校・第四中学校の統合新校整備方針」（以下「整備方針」という。）が策定され、整備方針等に基づき、校舎等の改修及び電子黒板等必要備品の整備など教育環境の

整備をはじめ、Eキャンプ（English Camp）の実施など特色のある教育活動の推進、合同遠足の実施など生徒の交流の推進、小学校との交流及び情報発信など、多くの課題に積極的に取り組まれたところである。

開校後は、教育目標として「人間尊重の精神を基盤とし、国際社会で大きく羽ばたく生徒を育成する。「自主 協働 創造」を掲げ、英語教育・国際理解教育や各教科・特別活動など特色のある教育活動、生徒による小学校への出前授業など小学校との交流、地域との連携、学校だよりやホームページによる積極的な情報発信など、活発に展開されていることが見受けられた。

生徒数・学級数も、27年5月1日現在通常学級362名（内1年生119名）11学級、特別支援学級17名3学級から28年5月1日現在通常学級381名（内1年生131名）11学級、特別支援学級18名3学級に増加しており、望ましい規模の中学校とされる「学級数で11学級以上、生徒数300人を超える学校」が実現されている。

以上のとおり、大鳥中学校の開校については、保護者・生徒・教職員及び地域等の関係者の多大な尽力により、27年4月に開校となったものであり、開校に至るまでの積極的な取組及び開校後の活発な教育活動については、高く評価されるものである。

一方、28年度各部定期監査結果においては、「第三中学校・第四中学校の統合による成果・課題について検証・評価しながら、南部・西部地区の区立中学校の統合の検討に活かし、統合に向けた取組を促進されたい。」旨意見・要望を述べたところである。

現在、「目黒区立大鳥中学校の統合による成果・課題の検証の進め方について」（28年7月7日政策決定会議情報提供）に基づき、大鳥中学校の統合における成果や課題をまとめ、学校運営及び南部・西部地区の区立中学校統合の取組に活かすために検証が行われている。

これらの検証結果等を活かし、学校教育活動が一層推進されるとともに、南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組をさらに推進されることを望むものである。

（学校統合推進課、大鳥中学校、ほか関係課・中学校）

4 まとめ

今回の区立小・中学校等定期監査では、各学校が経費の効率的・効果的な執行に努めており、おおむね適正に予算が執行され、学校施設が管理されていることが認められた。しかしながら、一部の学校においては、指摘事項とせざるを得ない不適切な事務処理や改善について検討が必要な事項が見受けられた。

今回の監査で指摘等を行った学校はもとより、監査対象以外の各学校等も含め、教育委員会事務局とも指摘事項等の情報を共有し、教育委員会事務局と学校等とが連携して事務改善等を図り、学校等における事務処理と施設管理の一層の適正化に努められたい。

また、監査の実施に当たり、各学校等における事前の書類点検等により事務処理ミスが見つかる事例が散見されることから、日常的に書類等の点検を徹底し、担当者任せにしない組織的な対応を行い、正確で適切な事務処理に取り組まれたい。

なお、軽微な事項については、口頭により各学校長、副校長、園長及び事務担当者に注意したので、速やかに対応を図られたい。

以 上